



## 官報(号外)

投融資計画は十八兆一千七百九十九億円、対前年度伸び率八・〇%で、これら伸び率はいずれも最近二十年間のうちで最も低く、五十五年度財政は緊縮型となっております。

これら予算三案は去る一月二十四日国会に提出され、一月三十日竹下大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待つて三月十日から審議に入りました。自來、本日まで熱心な審査が行われましたが、その間、二月二十六日札幌、金沢、大阪の三ヵ所で地方公聴会を、三月十八日中央公聴会を、また、三月二十六日から二十八日までの三日間、綱紀肅正及び行政改革問題、物価等に関する問題並びに婦人問題の集中審議を行い、慎重かつ熱心に審査を行つてまいりました。

以下、委員会における質疑のうち主なるものにつきその要旨を御報告申上げます。

まず、綱紀肅正に関する質疑として、「総理は施政方針演説で綱紀の保持はあらゆる施政の原点であると述べられているが、はなばだ残念なことに

多発する綱紀紊乱事件に政府の対策は後追いであるが、手おくれの感がある。公務に携わる者は厳正な綱紀の保持を堅持するところが何よりも大切と思うがどうか。また、綱紀保持に対する管理機関が

総理府人事局と内閣官房審議室に分かれているが、一つの機関で一元的に行い、より強力な管理

これに對し、大平内閣総理大臣より、「綱紀の肅正が施政の第一の条件で、ます内閣自身が、そ

して政府自身が真剣に当たることから始めなければならぬ」と決意し、去年の暮れ、具体的な綱紀

肅正に係る申し合わせを行い、それを基本に不正

経理の根絶、厳正な勤務体制の確立、官公庁間の接待の自粛などの項目を決め、現在厳正に実施中

であり、政府部内及び政府関係機関において指揮

を受けるようないい心がけたい。綱紀肅正の管理

機関は、現在内閣官房と総理府にまたがっている

度伸び率八・〇%で、これら伸び率はいずれも最近二十年間のうちで最も低く、五十五年度財政は緊縮型となっております。

これら予算三案は去る一月二十四日国会に提出され、一月三十日竹下大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待つて三月十日から審議に入りました。自來、本日まで熱心な審査が行われましたが、その間、二月二十六日札幌、金沢、大阪の三ヵ所で地方公聴会を、三月十八日中央公聴会を、また、三月二十六日から二十八日までの三日間、綱紀肅正及び行政改革問題、物価等に関する問題並びに婦人問題の集中審議を行い、慎重かつ熱心に審査を行つてまいりました。

以下、委員会における質疑のうち主なるものにつきその要旨を御報告申上げます。

まず、綱紀肅正に関する質疑として、「総理は

施政方針演説で綱紀の保持はあらゆる施政の原点

であると述べられているが、はなばだ残念なことに

多発する綱紀紊乱事件に政府の対策は後追いであるが、手おくれの感がある。公務に携わる者は厳正

な綱紀の保持を堅持するところが何よりも大切と思

うがどうか。また、綱紀保持に対する管理機関が

総理府人事局と内閣官房審議室に分かれている

が、一つの機関で一元的に行い、より強力な管理

これに對し、大平内閣総理大臣より、「綱紀の

肅正が施政の第一の条件で、ます内閣自身が、そ

して政府自身が真剣に当たることから始めなければ

ならぬ」と決意し、去年の暮れ、具体的な綱紀

肅正に係る申し合わせを行い、それを基本に不正

経理の根絶、厳正な勤務体制の確立、官公庁間の

接待の自粛などの項目を決め、現在厳正に実施中

であり、政府部内及び政府関係機関において指揮

を受けるようないい心がけたい。綱紀肅正の管理

機関は、現在内閣官房と総理府にまたがっている

が、内閣自体が中核体となって推進し、閣議の方針

を直ちに各省庁が実行に移し、効果を上げるよう

に心がける決意である」旨の答弁がありました。

次に、行政改革に関する質疑として、「政府の

行政改革は、特殊法人とか出先機関の整理統合に

重点が置かれ、肝心な仕事のやり方や中央省庁等

の改革を放置している。また、二百十二もある審

議会は多過ぎるし、中には休眠状態の審議会もあ

るので、整理を断行すべきではないか」等の質疑

がありました。

これに対し、宇野行政管理庁長官並びに政府委

員より、「今回の行政改革は、昨年の特殊法人等

の不正経理や綱紀の弛緩に対する厳しい国民の批

判を契機として、特殊法人、地方支分部局の整理

統合に重点を置くこととした。中央省庁の改革は

国家行政組織の根幹に触れることなので慎重でな

ければならない。部局の再編は、時代の変化と国

民のニーズに合わせ、スクラップ・アンド・ビル

ド方式によって行う方針である。昨年末決定の行

百二十名余の縮減を初め、長い間批判されてきた

米の検査関係で三千の検査出張所の全廃、検査員

八千人の縮減、さらに長年行わなかった公務員

の省庁間での配置転換等、改革の規模において戦

後最大のものである。また、地方支分部局の整理

については、十二月末閣議決定の省庁別整理再編

成にに関する案がおおむね五十四年度末の期限

までにまとまった。審議会の整理は、五十二年の

行政改革で三十六純減の整理統合が行われ、審議

会の委員も減少し、また、整理のための法律改正

作業が昨年終了した等の経緯を考え、五十五年行

革の第一段階では取り上げなかつたが、第二段階

では当然取り上げることにしている。第二次大平

内閣の行政改革は短期間に相当の効果を上げてい

るが、政府としてはこれまでの経験を参考しておらず、強い姿勢で第二、第三の行政改革に取り組む決意である。なお、今回の行政改革が歳出削減効果を上げていないとの批判もあるが、確かに得ないが、これは国会決議の関係もあってむずかしい。しかし、それでも五十五年度は予算査

定で七百七十人の純減を行つており、今後とも定員削減の方法で人減らしを図るとともに、器減らし、仕事減らしをすることにより一層の効果が上がる。余り先走つて法律を発動すると、かえって価格調整機能を悪化させ、また、規制解除後の価格高騰といつた弊害を招きかねない。寡占商品に対する取り組み姿勢は問題はないか。新日鉄の鉄鋼価格値上がりやビルのような寡占商品の値上げ、また、便乗値上げ等を抑制し、生活関連物資の価格安定を図るために、関係法律を整備して個別物価対策を早急に実行すべきではないか。五十五年度政府経済見通しの消費者物価上昇率六・四%の達成は困難ではないか。さらに、三月十九日発表の総合物価指数上昇率六・四%の達成は困難ではないか。さらには、三月十九日発表の総合物価指数上昇率六・四%の達成は困難ではないか。この対策は、監視、調査、要請など言葉の羅列で実効的な対策にはなり得ないのではないか」等の質疑がありました。

これに対し、大平総理大臣並びに正示経済企画

庁長官等により、「昨年米の卸売物価高騰は、原油

その他の輸入原材料品の値上がりという海外要因に

八千人の純減、さらに長年行わなかった公務員

の省庁間での配置転換等、改革の規模において戦

後最大のものである。また、地方支分部局の整理

については、十二月末閣議決定の省庁別整理再編

成にに関する案がおおむね五十四年度末の期限

までにまとまった。審議会の整理は、五十二年の

行政改革で三十六純減の整理統合が行われ、審議

会の委員も減少し、また、整理のための法律改正

作業が昨年終了した等の経緯を考え、五十五年行

革の第一段階では取り上げなかつたが、第二段階

では当然取り上げることにしている。第二次大平

内閣の行政改革は短期間に相当の効果を上げてい

るが、政府としてはこれまでの経験を参考しておらず、強い姿勢で第二、第三の行政改革に取り組む決意である。なお、今回の行政改革が歳出削減効果を上げていないとの批判もあるが、確かに得ないが、これは国会決議の関係もあってむずかしい。しかし、それでも五十五年度は予算査

定で七百七十人の純減を行つており、今後とも定員削減の方法で人減らしを図るとともに、器減らし、仕事減らしをすることにより一層の効果が上がる。余り先走つて法律を発動すると、かえって価格調整機能を悪化させ、また、規制解除後の価格高騰といつた弊害を招きかねない。寡占商品に対する取り組み姿勢は問題はないか。新日鉄の鉄鋼価格値上がりやビルのような寡占商品の値上げ、また、便乗値上げ等を抑制し、生活関連物資の価格安定を図るために、関係法律を整備して個別物価対策を早急に実行すべきではないか。五十五年度政府経済見通しの消費者物価上昇率六・四%の達成は困難ではないか。さらに、三月十九日発表の総合物価指数上昇率六・四%の達成は困難ではないか。この対策は、監視、調査、要請など言葉の羅列で実効的な対策にはなり得ないのではないか」等の質疑がありました。

これに対し、宇野行政管理庁長官並びに政府委員より、「今回の行政改革は、昨年の特殊法人等の不正経理や綱紀の弛緩に対する厳しい国民の批判を契機として、特殊法人、地方支分部局の整理統合に重点を置くこととした。中央省庁の改革は、国家行政組織の根幹に触れることが多いので慎重でなければならぬ。部局の再編は、時代の変化と国民のニーズに合わせ、スクラップ・アンド・ビルド方式によって行う方針である。昨年末決定の行政改革では、十八特殊法人の削減、特殊法人役員

一百二十名余の縮減を初め、長い間批判されてきた

米の検査関係で三千の検査出張所の全廃、検査員

八千人の縮減、さらに長年行わなかった公務員

の省庁間での配置転換等、改革の規模において戦

後最大のものである。また、地方支分部局の整理

については、十二月末閣議決定の省庁別整理再編

成にに関する案がおおむね五十四年度末の期限

までにまとまった。審議会の整理は、五十二年の

行政改革で三十六純減の整理統合が行われ、審議

会の委員も減少し、また、整理のための法律改正

作業が昨年終了した等の経緯を考え、五十五年行

革の第一段階では取り上げなかつたが、第二段階

では当然取り上げることにしている。第二次大平

内閣の行政改革は短期間に相当の効果を上げてい

るが、政府としてはこれまでの経験を参考しておらず、強い姿勢で第二、第三の行政改革に取り組む決意である。なお、今回の行政改革が歳出削減効果を上げていないとの批判もあるが、確かに得ないが、これは国会決議の関係もあってむずかしい。しかし、それでも五十五年度は予算査

定で七百七十人の純減を行つており、今後とも定員削減の方法で人減らしを図るとともに、器減らし、仕事減らしをすることにより一層の効果が上がる。余り先走つて法律を発動すると、かえって価格調整機能を悪化させ、また、規制解除後の価格高騰といつた弊害を招きかねない。寡占商品に対する取り組み姿勢は問題はないか。新日鉄の鉄鋼価格値上がりやビルのような寡占商品の値上げ、また、便乗値上げ等を抑制し、生活関連物資の価格安定を図るために、関係法律を整備して個別物価対策を早急に実行すべきではないか。五十五年度政府経済見通しの消費者物価上昇率六・四%の達成は困難ではないか。さらに、三月十九日発表の総合物価指数上昇率六・四%の達成は困難ではないか。この対策は、監視、調査、要請など言葉の羅列で実効的な対策にはなり得ないが、これは国会決議の関係もあってむずかしい。しかし、それでも五十五年度は予算査

定で七百七十人の純減を行つており、今後とも定員削減の方法で人減らしを図るとともに、器減らし、仕事減らしをすることにより一層の効果が上がる。余り先走つて法律を発動すると、かえって価格調整機能を悪化させ、また、規制解除後の価格高騰といつた弊害を招きかねない。寡占商品に対する取り組み姿勢は問題はないか。新日鉄の鉄鋼価格値上がりやビルのような寡占商品の値上げ、また、便乗値上げ等を抑制し、生活関連物資の価格安定を図るために、関係法律を整備して個別物価対策を早急に実行すべきではないか。五十五年度政府経済見通

ているが、甘過ぎるのではないか。また、五十九年度に赤字国債をゼロにする目標のみを掲げ、これを裏づける実行計画がなく、財政再建の手立てが不明確ではないか。最近の国債暴落の原因とその対策、五十五年度国債の消化見通し、政府と日銀による国債買い支えは財政インフレにつながる危険はないか。さらに、財政再建を主張しているのに補助金の整理は不十分ではないか」等の質疑がありました。

逆に負担の増加を回避して公共サービスの水準低下を甘受するか、あるいは両者の組み合わせによって対処するかの三通りにしばられる。政府は財政再建の考え方をくみ取つてもらう意味で財政収支試算を示したが、財政再建の方法については国民各層の意見を十分聽取し、国民の選択の方向を見定めつつ適切に対処していく考え方である。国債の値下がりは、物価上昇懸念の強まりや諸外国の金利上昇等に加え、金融引き締め下で短期金利の急騰が生じたことなどが原因である。しかし、結局、市場の実情から見て国債が多過ぎるので、国債の削減に努めるとともに、シンジケート団の引き受け及び公募入札も五十五年度は前年度に比べ二兆円圧縮することにしており、五十五年度国債の消化は可能と思う。国債の買い支えは国債整理基金、資金運用部資金等で行っているが、その際公社債市場全体の動向を注意深く見守つて実施しており、いやしくも国債エゴイズムといった批判のないよう細心の注意を払つてゐる。国債管理政策を通じて借金財政をインフレ政策で免れるな

い旨の答弁がありました。

防衛問題に関しては、「ソ連のアフガニスタンへの侵入、日本の北方領土に対するソ連基地の設定、ソ連海軍力の日本海への進出等の情勢から見て政府は防衛力の増強に一段と努力すべきではないか。防衛大綱は今日の情勢に合わないのでないか。また、米国がわが国に求めている着実で顕著な防衛費の増加と防衛力増強要請にどう対処するのか。海洋有事の際の対策がないのは怠慢ではないか。さらに、リムバッック80の合同演習に自衛隊が参加したことは集団自衛権行使を前提としたものではないか。演習目的は米軍のシーリーン防衛への協力にあつたのではないいか」等の質疑がありました。

これに對し、大平総理大臣並びに関係各大臣により、「ソ連の軍事力増強は否めない事實であるが、わが国としては安保条約の誠実な実行と防衛力の整備の大綱に従つて國力国情に応じた防衛力の整備を進めるこことによつて、これまでも必ずしも安定的でない国際情勢の中で日本の安全が

どといった危惧や批判が出ないようにしていきました。」旨の答弁がありました。

また、澄田日本銀行副總裁からは、「日銀は金融調整のための買いオペレーションは別にして、基本的に成長通貨供給の範囲内で国債を買っている。そして、発行後一年以上を経過した国債を買い入れ対象としているのは、日銀引き受けの国債発行を禁止している財政法五条の精神を尊重したもので、これを短縮する考えはない」旨の答弁がありました。

なお、補助金については、「経費節減と行政改革の見地からその整理が不十分であるとの批判については、そのときどきの国民のニーズに応じ必要な補助金の予算計上は当然で、補助金性悪説はとるべきではない。他方、既得権化、硬直化してしまった補助金の整理が必要で、今後、五十五年度を含む四年間に四分の一を整理合理化する方針が昨年暮れの行政改革で決定しておられ、さらに衆議院の予算修正でもサマーレビューを活用した補助金の整理が合意されていることなどから、今後一層の整理推進を図ることにしました。

艇の能力評価を行い、練度の向上を図ることが目的で、このため対水上艦、対潜水艦等通常兵器による訓練を行つたもので、特定のシーレーン防衛とか、米軍の防衛海域の肩がわりのためなどといふことではない。さらに、リムパック80への参加が集団自衛権の行使を前提にしているとの批判は誤りで、憲法九条によつて個別的自衛権の行使を認められても集団自衛権は認められないことを十分に踏まえ、現行の法律及び基本的な防衛政策に何ら反するものでないことを関係省庁間で慎重に検討、確認の上参加したものである」旨の答弁がありました。

三月二十八日、婦人問題の集中審議が国会で初めて行われましたが、その際、男女平等、母性保障、婦人の社会参加等、婦人の地位向上に関する多くの質疑があり、これに対し、関係各大臣より、「国連婦人の十年の中間年に当たり、政府はこれまでの施策の総点検を行うとともに、婦人の地位向上のための各般の対策を一層強力に推進」

確保してきた。今後ともこの体制で緊張した姿勢をもつて対応するならばいかなる事態にも対処できると確信しており、既定方針の堅持と着実な防衛努力を積み重ねることで必要かつ十分と用う。わが国の一層の防衛努力の要請が米国の各方面にあることは承知しているが、他方、わが国が在日米軍経費の負担軽減のための財政措置や防衛力の質的改善に努めていることは米国も多としているし、平和憲法、専守防衛等の基本的枠組みについても十分理解していると思う。防衛費の増額についてには国民総生産の1%相当額を超えないことを目途とするとの五十一年の閣議決定と防衛計画の大綱の二つの目標と現在の防衛予算の距離があるので、当面は計画の線に近づける努力をしたい。なお、防衛費の増加が単なる量の問題に終わり、人件費、糧食費等に占められることとのないよう正面装備の充実、継戦能力の向上等質の高い防衛力整備に役立つよう十分検討したい。海洋有事の事態を想定した具体策は持っていないが、政府は、海上輸送路に重大な支障が起きるとのないよう、外交、内政全体を通じ周到な配慮

大平内閣は、五十三年十二月の成立以来、国民による内閣支持率は一本調子に低下をたどっており、従前の内閣に比べてみますというとまことに特異な内閣でございます。最近の世論調査でも、内閣の支持率は三分の一にとどまっている反面、反対する向きは五〇%近くに上っております。国民の多くが大平内閣に背を向けていると言つても決して過言ではありません。このよつて来る原因が何であるか、大平内閣の言行不一致の政治姿勢にあります。

昨年以来、大蔵省を初め、公社公団等行政中枢における不祥事件が続発し、国民の厳しい批判にさらされたことは、すでに御承知のことろであります。これら一連の不祥事件に対し、大平総理は、政治倫理の確立と行政綱紀肅正を政治の基本とすることを施政方針演説で表明してまいりました。しかるに、最近明らかになつた自民党代議士の巨額な賭博事件に対しても、その政治責任を明瞭にしようといばかりか、その事件の如何明にさえ手を染めようとしてしないのが実態でありま

たしたい旨の答弁がありました。  
なお、質疑はその他国政全般に行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。  
かくて、本日をもつて質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して大木委員が反対、自由民主党・自由国民会議を代表して松原委員が賛成、公明党を代表して原田委員が反対、日本共産党を代表して沓脱委員が反対、民社党を代表して井上委員が反対の旨、それぞれ意図を述べられました。  
討論を終局し、採決の結果、昭和十五年度予算三案は可否同数となりましたので、国会法第五十条により委員長は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(安井謙君) 三案に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。栗原俊夫君。  
〔栗原俊夫君登壇、拍手〕  
○栗原俊夫君 私は、日本社会党を代表し、昭和十五年度予算三案に反対の討論を行ひます。

ま解を識し本理あ刊内 め何しの にお長

和 一 七 五 九 先 生 欣 傅 賀 八 仲 故

す。このような大平総理の言行不一致の姿勢に国民が信頼を置かぬのはけだし当然と言わなければなりません。

さて、政府によれば、経済は五十四年度を通じ順調な拡大を続け、その趨勢は今日に至るも持続されおり、この結果、企業の収益も第一次石油危機以後最高の増益を記録しており、これこそ政府の政策運営のよろしきを得たものであると自画自賛しております。しかし、実情は果たしてそうでありましょうか。

中小企業倒産件数一つとっても、五十四年一月以来逐月増加し、一月には千六百件を超えて、その負債総額も二千三百億円に上っているのであります。この結果、雇用の改善も遅々として進まず、特に中高年齢者の雇用求人倍率はきわめて低いのが実情であります。企業倒産の増大や雇用状態の低迷にかかるわらず、生産活動が活発化し企業収益を上げ得たのはかかるて大企業による強引に物語つていると申すことができます。

さて、かかる情勢の中で、一昨年以来の産油国による原油価格高騰の影響が次第に国内経済のあらゆる分野に浸透を始めております。二月の卸売物価は年率三六%、消費者物価は前年比八%に高騰し、まさに第一次石油ショック時の物価狂乱前夜に類似しております。一方景気についても、産油国への所得の大軒な移転によるデフレ効果と、物価抑制のための公定歩合の九%への引き上げ等強い金融引き締めを勘案すれば、年度後半の景気後退は不可避と見られ、とうてい楽観など許されるものではありません。かかるスタンダーフレーチュンに陥る状況を踏まえるとすれば、昭和五十五年度予算は、わが党が主張するように、物価抑制に焦点を置くとともに国民生活を防衛する福祉重視の予算編成こそが求められたのであります。しかるに、衆議院でのわれわれの修正要求で幾分改善されたものの、昨年秋の総選挙以来ガバナビリティを失った大平内閣に何ら思い切った手

を打つ意欲も決意もなく、例年どおり政府・与党の惰性に満ちた予算にとどまっているのであります。

まず、反対の第一の理由は、物価値上げ促進予算であることであります。

すでに二月に値上げした消費者米価、麦価等を含め、今回の予算は、たばこ、国鉄、国立大学等、国民生活に関連する値上げが数多く盛り込まれております。これらの値上げ幅は、国鉄の八%を除けば、いずれも二けた台の大幅引き上げであり、国民生活を強く圧迫することは明らかであります。加えて、電気、ガス料金の大軒な引上げが認めされました。物価情勢が狂乱前夜に突入した現在、これら公共料金を凍結し、あるいは延期して、何としてでも国民生活を守るのが政府の当然の責務でなければなりません。

しかし、政府は、電力、ガス料金の大幅引上げを産油国の原油値上げを理由に原価主義を固執し、電力料金を五〇・八%、ガス料金を四五・三%と、それぞれ大幅な値上げを許可してしまったのであります。われわれ社会党の試算によれば、電気料金は三三・六%以下に圧縮が可能であり、百歩譲つて値上げを認めたとしても、備蓄用石油を取り崩すことによってなお數カ月の値上げ延期は可能であったはずなのであります。にもかかわらず、参議院選舉対策等も絡んで、政府が企業サイドに立ち、電力各社等の要求をほぼうのみにしたこととは、企業本位の姿勢であつて、何と批判されてもやむを得ないところではないかと思いま

す。

これら公共料金の引き上げによって、直接効果だけでは、大変も消費者物価を押し上げ、これに波及効果を勘案すれば、五十五年度政府消費者物価見通し六・四%はまさに絵にかいたもんと言わざるを得ません。

反対の第二の理由は、福祉切り捨て、高負担の

予算であることがあります。

衆議院における社公民三党による強い修正要求によつて福祉年金の増額等に一部改善を見たものの、五十五年度予算の特徴は福祉切り捨てが顕著なことであります。予算全体の伸び率一〇・三%に対し、社会保障関係費の伸び率七・七%と、三十数年において最低の伸び率に抑制されている 것입니다。

この反面、受益者負担の名において、健康保険では初診料と入院費の患者負担を大幅に引き上げるとともに保険料算定対象にボーナスを含めるところとし、さらに厚生年金でも保険負担を増加させているのであります。この結果、平均的サラリーマンの社会保険負担は約三万円となり、これに所得、住民税を含めた五十五年の家計負担増加は約五万八千円に達し、国民生活を圧迫しているのであります。

福祉切り捨ての政府の方針は、今年度にとどまらず、五十六年度にもすでに引き継がれていることを特に指摘しておかねばなりません。

老後保障に逆行する六十五歳の年金支給開始年齢の繰り下げは取りやめられたものの、児童手当制度や老人医療の無料化、そして社会保障施策全般にわたる所得制限についての三点が、自民党三役と関係大臣との間で見直しの覚書が交換されております。これらは福祉充実に逆行するものであり、とうてい認めるとはできません。その廃棄を強く要求するものであります。

反対の第三の理由は、不公平税制が依然として温存されていることであります。

われわれは、かねがね現行の不公平税制の解消を強く主張してきました。しかし、五十五年度でも、給与所得控除の天井引き下げと退職給与引当金比率の引き下げ等、金額にしてわずか三千五百億円の不公平改正にとどまつておらず、逆に悪名高い土地税制を緩和するなど、公平税制に逆行する措置が講じられているのであります。政府は、不公平税制の整理合理化はおおむね一段落したと

して、今後本格的大増税を示唆しているのであります。

しかし、われわれがかねてから主張する不公平税制とは、単に政府が從来から進めてきた租税特別措置に限定されるものではなく、受取配当金に見られる益金不算入方式や、合法的利益隠しの各種の引当金や準備金など企業への優遇税制全体であり、それを抜本的に洗い直し、適正な課税をすることがあります。これによつて巨額な法人税が確保されるのであります。また、法人税率に累進税率を導入し、中小法人を軽減するとともに、大法人には規模に見合った税負担を求めるべきであります。

なお、今回の税制改正で、政府自身が諸外国に比べ低いと認めていた法人税の引き上げが、財界の横やりで中止されたことは、まことに遺憾と言わなければなりません。一般大衆に強いが財界にはまことに弱い政府・自民党的姿勢を如実にあらわすもので、強く批判されなければならないと考えられます。

反対の第四の理由は、五十四年度に比べ国債が増額され、財政再建が手つかずであることであります。

五十五年度は、四兆六千億円という未曾有の税の自然増収が確保されながら、五十四年度補正後予算に対しては逆に二千二百億円増加し、十四兆二千七百億円が発行されています。しかも、五十九年度の政府目標達成に毎年度二兆円ずつ減らさねばならぬ赤字国債の減額をわずかに五千七百億円にとどめており、ここに財政再建に対する政府の姿勢が露呈しているのであります。六年後の昭和六十年度以降には確実に二兆を超す大量の赤字国債の償還が開始され、それらを含めた国債費は十二兆円を超すことが明らかに今日、もっと真剣に國債の減額に思いをいたすべきではないでしょうか。

しかも、現在、国債価格は暴落を重ね、国債整

維持していると言つても過言ではありません。すでに国債発行量は限界点に達しているのであります。十四兆円を超える国債の大量発行依存の本予算に賛成できないのは当然であります。

反対理由の第五は、行政改革が不徹底なことであります。

一般消費税導入に失敗した大平内閣が、五十五年度予算に鳴り物入りで打ち上げた行政改革も、中途半端なものに終わっています。今回の行革の目玉とも言うべき特殊法人の整理も、内閣の責任を回避し、従来同様、各省廳一律削減、官僚にげたを預けた結果、小規模で余り影響のないものが整理の対象とされ、また、十八という数はそろつたものの、そのうち五十五年度中の統廃合が決まったものは、福田内閣当時からすでに決まっています。

五つに終わっているのであります。地方支分部局の削減も五十六年度に繰り延べされたほか、防衛施設局に見られるごとく、自民党の圧力によって後退するおそれが多く見られるのであります。

今回の大平行革によつても、依然として官僚権益や特権は守られており、その徹底を欠いていると言わざるを得ません。

反対の第六の理由は、防衛費が聖域化され、防衛支出が今後財政硬直化の一因となることあります。

政府は、福祉といえども財政再建のために聖域なしと主張し、社会保障を圧縮しながらも、防衛費についてだけは従来どおりの GNP 対比〇・九%を確保し聖域化していることは、許しがたいと言わなければなりません。

すでに日本の防衛費は絶対額で世界第八位の予算を計上しているのであり、これ以上の増加は、むしる軍事大国への道を歩み、近隣諸国に無用な摩擦と脅威を与えるものと言わなければなりません。

最近の防衛費の増額は、アメリカの一部に見られる日本の防衛ただ乗り論に悪乗りしたもので

あります。

維持していると言つても過言ではありません。すなはち、大平内閣は、われわれの反対を押し任を回避し、従来同様、各省廳一律削減、官僚にげたを預けた結果、小規模で余り影響のないものが整理の対象とされ、また、十八という数はそろつたものの、そのうち五十五年度中の統廃合が決まつたものは、福田内閣当時からすでに決まっています。

五つに終わっているのであります。地方支分部局の削減も五十六年度に繰り延べられたほか、防衛施設局に見られるごとく、自民党の圧力によって後退するおそれが多く見られるのであります。

今回の大平行革によつても、依然として官僚権益や特権は守られており、その徹底を欠いていると言わざるを得ません。

反対の第六の理由は、防衛費が聖域化され、防衛支出が今後財政硬直化の一因となることあります。

政府は、福祉といえども財政再建のために聖域なしと主張し、社会保障を圧縮しながらも、防衛費についてだけは従来どおりの GNP 対比〇・九%を確保し聖域化していることは、許しがたいと言わなければなりません。

すでに日本の防衛費は絶対額で世界第八位の予算を計上しているのであり、これ以上の増加は、むしる軍事大国への道を歩み、近隣諸国に無用な摩擦と脅威を与えるものと言わなければなりません。

最近の防衛費の増額は、アメリカの一部に見られる日本の防衛ただ乗り論に悪乗りしたもので

あります。

われわれ日本社会党は、軍備による防衛よりも外交による平和を從来から党として主張してまいりました。この主張がまた現在の平和な日本と經濟日本をつくり上げてきたものと考えております。私はそのことを改めて強く主張し、反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(安井謙君) 安田隆明君。

〔安田隆明君登壇 拍手〕

○安田隆明君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、ただいま議題となりました昭和五十五年度一般会計予算外二件に対し、賛成の討論を行ひます。

今日、わが国が當面している最大の課題は、物価の高騰を防止し、經濟の自律的な拡大を維持しつつ財政の再建を図ることにあります。

最近の物価情勢は、一年間に二倍を超える原油価格の高騰と円安という海外要因によつてこのところ続騰し、この二月には前年比二一・四%の上昇を記録するに至っております。しかし、国民生活に重大な影響を持つ消費者物価は、最近、昨年秋の天候不順による野菜の品薄で一時的な上昇はあるますが、総じて安定を続け、五十四年度の上昇率は政府の当初見通しを下回る四・七%にとどまることが予想されるに至つております。

一方、生産活動は、民間の設備投資の増加を中心として、個人消費など国内民間需要が堅調に推移し、景気の力強い自律的回復が持続されておりまして、政府の実質成長率六%程度はその達成が

あつて、まして防衛費一%確保論などは財政再建の立場から見ても論外と言つべきであります。しかも、大平内閣は、われわれの反対を押し切つて海上自衛隊のリムパック 80 へ参加したばかり、正面装備の充実等防衛力整備の意思を表明しております。

われわれ日本社会党は、軍備による防衛よりも外交による平和を從来から党として主張してまいりました。この主張がまた現在の平和な日本と經濟日本をつくり上げてきたものと考えております。私はそのことを改めて強く主張し、反対の討論を終わります。(拍手)

十八年当時の狂乱物価とマイナス成長という最悪

事態の再来を危惧いたしましたのであります。五十四年度のわが國經濟は、原油の大増産による

インフレとデフレ現象を防止して、雇用情勢を改善し、經濟を安定成長に導き得たのは、国民各位の自制的態度と企業の堅実な經營努力とともに、

自由民主党政府の適切な政策運営によるものであ

ると思つうであります。すなはち、これまで五次

にわたる公定歩合の引き上げと、貸出増加額の規制など、金融引き締めの措置を行つて仮需などの規制を講じており、五十五年度予算は物価と景気の両面にらみの効果が期待できるものと思うのであります。

わが國がかかる經濟的成果を上げ得たことは同慶にたえないとこでござります。

財政につきましては、五十年代以来、景気の下支えと牽引の役割りを果たしてまいりましたが、

最近は經濟の順調な拡大を反映して大幅な自然増収が見込まれるようになります。

財政につきましては、五十年代以来、景気の下支えと牽引の役割りを果たしてまいりましたが、

最近は經濟の順調な拡大を反映して大幅な自然増収が見込まれるようになります。

支えと牽引の役割りを果たしてまいりましたが、

最近は經濟の順調な拡大を反映して大幅な自然増収が見込まれるようになります。

以下、その賛成理由を簡単に申し述べます。

第一は、物価と景気動向に即応した予算である

ことであります。

五十五年度予算の伸び率一〇・三%は二十年ぶ

りに低い伸び率となつておらず、特に一般公共事業

面から物価を刺激することのない配慮をしている

ことであります。この財政面における抑制措置と

あわせて、他面、五十四年度からの約七千億円の

公共事業の継続性を保つことを目的とした抑制措置を行つて景気対策にも万全の

措置をしており、五十五年度予算は物価と景気の両面にらみの効果が期待できるものと思うのであります。

さきに申し述べましたように、五十年代以降の

積極的な財政運営が実つて、わが國經濟はようやく民間主導型經濟に移行し、多額な自然増収が見込まれるようになります。

財政につきましては、五十年代以来、景気の下支えと牽引の役割りを果たしてまいりましたが、

最近は經濟の順調な拡大を反映して大幅な自然増収が見込まれるようになります。

支えと牽引の役割りを果たしてまいりましたが、

最近は經濟の順調な拡大を反映して大幅な自然増収が見込まれるようになります。

## 官(号)外報

これまでも租税特別措置につきましてはその整理縮減を図ってきたところであります。本年度は八十二項目に及ぶ準備金や特別償却のうち十項目を廃止し、四十六項目を削減するなど、社会保障、中小企業、農林漁業対策、資源及び科学技術の面に配慮しつつ、政策税制の抜本見直しが行われております。また、この五年間における整理合理化の割合は八五%に達し、税負担における不公平感がおおむね解消されております。

特に、今回の税制改正の特色は、一千万円以上の高額所得者の給与所得控除の引き下げが行われることと、法人の退職給与引当金の累積限度額の適正化が図られ、税の増収措置がとられています。

法人税率の一・一%に相当する税収が得られ、しかも大企業ほど利用率の高い本措置を見直して、中小企業にも一律課税される法人税の引き上げを避けるとともに、景気及び雇用の関係から企業への重課を見送ったことは、時宜に適したものであると考えてあります。

第四は、行政改革の断行であります。

高度経済成長期に肥大化した行政組織全体を見直す今回の行政改革は戦後最大の規模のものであります。十八特殊法人の統廃合、地方支分部局の削減、許認可事項の整理、国家公務員の定員削減、補助金の整理、国家公務員関係三法などいわゆる器減らしの見地から取り組まれている今回の行政改革の早期実施に国民は強い期待を持っています。

今回の行財政改革による経費の節減効果は約兆円と言われるだけに、財政再建への寄与は非常に大きいものがあります。とかく行政改革は従前の権益擁護が絡むだけにその抵抗もありますが、今日の国民的要請にこたえて、その早期実施を強く要望いたします。

第五は、厳しい財政下においても重要経費については特段の配慮がなされていることであります。

すなわち、石油供給の安定的確保や代替エネルギーの開発のためのエネルギー対策費は三一・九%、政府開発援助三年間倍増のための経済協力費は一七・五%、恩給、社会保障費等は一般経費の伸び率を上回る措置が講ぜられ、五十五年度予算是既定経費の節減合理化の中でも緊要な重要な予算について予算の重点配分が貫かれております。

この際、私は、特に社会保障と防衛問題について一言申し上げたいと思います。

わが国の社会保障は、高度経済成長期の自然増収に支えられ大幅な改善が行われておりますことは、年金を例にとるとともに国際的に遜色なきものになっております。しかし、近年、ばらまき福祉への批判から、単なる量的拡大から質的充実が求められておることは御承知のとおりであります。予算編成時における福祉の後退を意図するものではなく、現行社会保障制度の体系や効率、給付と負担についての明確化を図り、高齢化社会に対応した日本型福祉社会建設の長期的展望に立って、真に福祉を必要とする方々に手厚い保障を行なうものであります。

また、防衛問題につきましては、不幸にして与野党間で大きく意見が異なることはきわめて遺憾であります。

およそ、独立国にあって自國の平和と安全のために防衛力の整備を図ることは、國家存立の基盤であります。今日の緊張化する国際軍事情勢の中において、わが国が国力、国情に応じて日米安保条約を基軸に防衛力の整備に努めることは当然の責務であり、今回予算でG.N.P.対比一・九%を確保しておりますことは適切な対応であり、今後ともその強化充実を強く推進すべきであることを主張いたすものであります。

最後に政府に要望いたしたいことは、強力な物価対策であります。

現在の物価上昇は、大平総理が述べられているように、原油価格の高騰による産油国への所得の移転であるため、単純な価格統制や公共料金の凍結によって解決できるというようなまやさしいものではなく、政府の対策にも限度のあることも十分承知しております。しかし、最近の物価高騰の中に伸び率を上回る措置が講ぜられ、たとえば野菜の異常な値上がりなど、政策の対応いかんによっては十分防止し得るものもあります。政府ではさきに総合対策を講ずるなどの努力を行っており、この方の効果も期待できるのでありますけれども、今後とも総需管理政策の一層の徹底を図るとともに、きめの細かい構造対策や個別対策を実施して、何としても六・四%の政

府見通し内でおさまるよう強く強く要望いたしました。

戦後三十数年、わが党は、国民各位の御支持により、世界に例のない一党による政権を担当し、今日ある日本を築いてまいりました。いま、八〇年代の不透明時代の幕あけに際して、わが党は、かつての実績と経験を生かし、新しい時代の国民のニーズにこたえるため、さらに研さんしてこの難局を乗り切ることを国民各位に訴え、予算三案に対する私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(安井謙君) 相沢武彦君。

〔相沢武彦君登壇、拍手〕

○相沢武彦君 私は、公明党を代表して、たゞいま議題となりました昭和五十五年度予算第三案に対し、反対の討論を行います。

先行き不透明、不確定要因が従来以上に増してくる八〇年代、その暮れとなります昭和五十五年度のわが国経済は、OPECの原油価格上昇、物価高騰、財政再建、高齢化社会への対応、加えて最近のはなしやすい円安傾向とそれによる輸入価格の高騰、さらに自動車をめぐる日米経済摩擦など、内外ともにきわめて厳しい環境に取り囲まれておられます。

しかしながら、政府予算案は、こうした緊急的課題に取り組む内容に乏しいばかりでなく、一言で言えば、福祉切り捨て、弱者切り捨てであり、公共料金を初め物価上昇を織り込んだ国民負担増加予算にはなりません。

加えて、行政改革や補助金の整理一つをとっても中途半端なもので、財政再建の第一歩にはほど遠いと言わねばなりません。

こうした大平自民党内閣の旧態依然たる姿勢は、有言不実行の最たるものと言わねばなりません。

以下、政府予算三案に反対する主な理由を申し上げます。

反対理由の第一は、各種公共料金の引き上げ等政府主導による物価値上げが画策されていることがあります。

現在の物価動向を見ると、二月の卸売物価は前年比二一・四%の大額上昇を記録し、年率で見る三六・一%の上昇となります。消費者物価も月を追つて上昇し始め、二月の全国消費者物価指数は前年比八・〇%の上昇と上昇率は急速に高まっています。このような状況下にありながら、政府は、四月から平均五〇%前後に及ぶ電力料金やガス料金の大額引き上げを認可し、その後に鉄、たばこ、郵便料金等の各種公共料金の引き上げを強行しようとしているのであります。

政府は、物価問題が最大の課題であるとして総合物価対策を決定し、公定歩合の引き上げや財政執行の抑制を実施しておりますが、いまや公共料金の値上げ中止や具体的な個別物価対策が緊急不可避となっているのであります。

国民生活の圧迫となるインフレ、なかなかよく昭和五十五年度消費物価上昇見通し六・四%の破綻を容認する政府の姿勢に強く反対するものであります。

反対理由の第二は、財政再建が社会保障費の圧縮と引きかえられ、弱い者いじめの福祉後退予算となっている点であります。

政府案における社会保障関係費はわずか七・七%増にとどめられました。加えて、厚生、大蔵両省並びに自民党は、「昭和五十六年度において老人医療無料制度、児童手当制度等各種福祉制度の見直し」を申し合わせており、昭和五十六年度以降の福祉政策の後退へのもろみは明らかと言ふばかりはありません。

また、現在の薬づけ、検査づけ医療体制を改革することなしに、いたずらに健保法の改悪による患者、被保険者の負担増を図っています。さらだ、年金の掛金の大引き上げを画策しているのであります。

今後わが国が高齢化社会に突入していく上でひとも必要な将来展望を持った長期社会保障計画の策定等は何ら着手されておりません。わが党はこうした福祉切り捨て策に強く反対するものであります。

反対理由の第三は、財政再建に関してであります。政府は、昭和五十五年度予算案において、昭和五十四年度当初予算に対し一兆円の国債減額を行つたことを本予算案の一つの目玉であるとし、これをもつて財政再建元年の第一歩と誇示しております。しかしながら、昭和五十五年度の国債発行額は、昭和五十四年度補正予算と対比すると実に八千億円も上回り、巨額に及ぶ税の自然増収に助けられているながら、実質的には史上最高の国債増発となつてゐるのであります。しかも、赤字国債は昭和五十四年度の補正予算における六兆九千百七十億円に対し、昭和五十五年度は七兆四千八百五十億円と増発されているのであります。

税収面でも、不公平税制の是正、とりわけ租税特別措置の整理合理化は初年度四百八十億円程度にとどまり、はなはだ不十分であるとしか言えず、その他、法人税の引き上げが財界の圧力を取りやめになつたこと、不公平税制の是正等に伴う増税額が昭和五十四年度に比べ一千億円も少ないこと等、財政再建に本気で取り組む姿勢が全く見

受けられないであります。

行政改革についても、今回の予算編成の最重要課題の一つとされていましたが、かわらず、昭和五十五年度中に実現するものは特殊法人の整理五件だけといふあります。

補助金についてもしかりであります。千九百六件、千六百六十七億円を整理合理化したと政府は言つてますが、実際に廃止するのは三百二十八件で、残りは統合、減額あるいは終期を設けただけであります。しかも一方において三百件を超す新規補助金を認め、総額では前年度に比べ一兆円余りもふくれ上がりつております。

そして、三K赤字対策についても同様であります。

反対理由の第四は、八方ふさがりになつてゐる国債管理の問題であります。

安易な大量国債発行のツケと高金利を反映して債券市場は混乱を呈しており、特にロクイチ国債等の相場は大幅な値崩れとなつております。加えて、銀行等の国債所有金融機関の評価損がふくらむ一方、都銀等では預金増以上の国債引き受けている状況にあり、国債の消化難はますます混迷の度を深めています。国債の消化だけに重点を置いてきた政府の国債政策は、第一段階である消化の段階で大きな行き詰まりを生じてゐるのです。

政府は、国債の買い支え出動についても、国債だけを買って国債エゴイズムというようなことはしたくないと言つておりますが、公社債市場を混迷に陥れている最大の元凶は国債ではありません。このことは、言うまでもなく政府の安易な大量国債増発政策の失敗を意味するものにはならないからです。

このほか、地方行財政対策の不備、中小企業対策への配慮の欠落等、昭和五十五年度予算案は迷惑するわが国経済社会の要請に十分こたえておらず、きわめて不十分と言わざるを得ません。

このようなら多くの問題がある本予算案は、私どもはどうてい認めることはできないのであります。(拍手)

○議長(安井謙君) 小巻敏雄君。

○小巻敏雄君 私は、日本共産党を代表して、五十五年度予算三案に対する反対討論を行います。

八〇年代に入つて国民生活が日に日に苦しさを増す中で、わが国の政・官・財界を通じて不正腐敗がせきを切つたよう噴き出しています。長期にわたる危機的様相に対しても国民は深刻な不信感を表明するとともに、五十五年度予算に対しては国民生活の安定と国家財政の再建を切実に求めてゐるのであります。

ところが、政府予算案は、こうした国民の願いを無視し、じゅうりんするものでさえあります。以下、私は、予算案の反国民性を明らかにして、反対理由述べます。

まず第一に、この予算案は、公共料金を大幅に引き上げ、社会保障、福祉の切り下げを行い、加えて三年連続の所得税減税見送りによる実質大増税を押しつけて、国民に三重苦を強制する予算であります。

狂乱物価の再現が足早に迫つております。卸売物価はすでに年率三〇%を超えて、さきの狂乱物価以来の急上昇であります。石油を始めとする輸入原材料の高騰に加え、独占大企業の便乗値上げ

らに一兆円以上圧縮できたはずであり、政府の安易な国債依存体質に強く不満の意を述べたいのであります。

いま政府のなすべきことは、公共料金を据え置き、独占物価の抑制に力を尽くすことであります。

見えています。

このほか、地方行財政対策の不備、中小企業対策への配慮の欠落等、昭和五十五年度予算案は迷惑するわが国経済社会の要請に十分こたえておらず、きわめて不十分と言わざるを得ません。

このようなら多くの問題がある本予算案は、私どもはどうてい認めることはできないのであります。

以上の理由を申し上げ、反対の討論を終わります。(拍手)

○小巻敏雄君 登壇、拍手)

○小巻敏雄君 私は、日本共産党を代表して、五十五年度予算三案に対する反対討論を行います。

八〇年代に入つて国民生活が日に日に苦しさを増す中で、わが国の政・官・財界を通じて不正腐敗がせきを切つたよう噴き出しています。長期にわたる危機的様相に対しても国民は深刻な不信感を表明するとともに、五十五年度予算に対しては国民生活の安定と国家財政の再建を切実に求めてゐるのであります。

ところが、政府予算案は、こうした国民の願いを無視し、じゅうりんするものでさえあります。以下、私は、予算案の反国民性を明らかにして、反対理由述べます。

まず第一に、この予算案は、公共料金を大幅に引き上げ、社会保障、福祉の切り下げを行い、加えて三年連続の所得税減税見送りによる実質大増税を押しつけて、国民に三重苦を強制する予算であります。

狂乱物価の再現が足早に迫つております。卸売物価はすでに年率三〇%を超えて、さきの狂乱物価以来の急上昇であります。石油を始めとする輸入原材料の高騰に加え、独占大企業の便乗値上げ

が続くのを放置するなら、全商品への波及が急速に進んで、国民生活を破綻に追い込むことは目に見えています。

いま政府のなすべきことは、公共料金を据え置き、独占物価の抑制に力を尽くすことであります。にもかかわらず、政府は、本予算案において、たゞこの定価、国鉄運賃、郵便料金など一举に空前の公共料金値上げを組み込み、さらに電力、ガスの四〇%ないし五〇%以上という大幅値上げを認可したのであります。これでは、政府がみずからインフレの火に薪を加え、油を注いで物価狂乱を招き寄せるものと言わなければなりません。みずから物価を引き上げる政府が総合物価対策を唱えて、それはまことに無責任、むなしと言葉にすぎません。

現に、総合物価対策の一環として公定歩合の引き上げを行つても、抑制効果が見えない上に、かえつて庶民を苦しめております。銀行から資金を借りる中小企業、住宅ローンで高い金利を払われる労働者は、ここでもまた犠牲を強いられるのであります。

公共料金値上げによる国民の負担増に加えて、福祉切り下げ政策による各種年金類の負担増、所得税の実質増を合わせると、本年度の国民負担は四兆二千六十二億円の増、国民一人当たりにして三万五千六百十六円に及ぶのであります。これはまさに反国民的と言わなければなりません。

反対理由の第二は、軍事費であります。

政府は、アメリカの要請、財界の要求に引きずられ、追従して、きわめて危険な道に足を踏み入れようとしております。アメリカのカーネギー政権は、アフガニスタンに対するソ連の軍事介入を契機に、わが国に對して軍事費の着実で顕著な増額、太平洋輸送路の防衛分担、自衛隊による三海峽封鎖作戦など、政治経済協力に加えて軍事面での協力分担を相次いで要求してきています。わが国

の自主性がいまほど問われるときはあります。国際紛争の中で力の政策に加担することは絶対にありません。











若しくは管理人の定めがあるものであるときは、その代表者又は管理人」に改め、同条第三項前段中「附記」を「付記」に改め、同項後段を削り、同条第五項中「法人税法」の下に「昭和四十年法律第三十四号」を加える。

第三十三条の二を次のように改める。

(計算事項、審査事項等を記載した書面の添付)

第三十三条の二 税理士は、国税通則法第十六条第一項第一号に掲げる申告納税方式又は地方税法第一条第一項第八号若しくは第十一号に掲げる申告納入の方法による租税の課税標準等を記載した申告書を作成したときは、当該申告書の作成に關し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を大蔵省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。

2 税理士は、前項に規定する租税の課税標準等を記載した申告書で他人の作成したものにつき相談を受けてこれを審査した場合において、当該申告書が当該租税に関する法令の規定に従つて作成されていると認めたときは、その審査した事項及び当該申告書が当該法令の規定に従つて作成されている旨を大蔵省令で定めるところにより記載した書面を当該申告書に添付することができる。

3 税理士は、前二項の書面を作成したときは、当該書面に税理士である旨を付記して署名押印しなければならない。

第三十四条中「所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書又は法人税法第七十四条(同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む)、第八十九条、第一百二条から第四百四十二条若しくは第二十八条の規定による」を「租税の課税標準等を記載した」に改める。

第三十五条第一項中「第三十三条の二第一項」の下に「又は第二項」を加え、「添附」を「添付」に、「第二十四条又は第二十六条」を「又は地方税法」に、

「又は相談に応じている」「若しくは相談に応じ、その額の」を「その」に、「誤り」を「誤り」に改め、同条第二項中「担当審判官は、所得税、法人税、相欠損金額若しくは税額」を「課税標準等」に、「これ

を加え、「課税標準、純損失の金額、雜損失の金額、税又は贈与税」を「担当審判官又は地方公共団体の長は、租税」に改める。

第三十九条を次のように改める。

(会則を守る義務)

第三十九条 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならぬ。

第四十条第二項中「税理士業務を行うための事務所」を「税理士事務所」に改め、同項ただし書きを削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の事務所は、税理士事務所と称する。

第四十一条第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

3 (助言義務)

第四十二条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

4 (使用者等に対する監督義務)

第四十三条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

5 (設置)

第四十四条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

6 (設置)

第四十五条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

7 (設置)

第四十六条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

8 (設置)

第四十七条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

9 (設置)

第四十八条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

10 (設置)

第四十九条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

11 (設置)

第五十条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

12 (設置)

第五十一条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

13 (設置)

第五十二条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

14 (設置)

第五十三条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

15 (設置)

第五十四条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

16 (設置)

第五十五条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

17 (設置)

第五十六条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

18 (設置)

第五十七条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

19 (設置)

第五十八条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

20 (設置)

第五十九条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

21 (設置)

第六十条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

22 (設置)

第六十一条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

23 (設置)

第六十二条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

24 (設置)

第六十三条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

25 (設置)

第六十四条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

26 (設置)

第六十五条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

27 (設置)

第六十六条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

28 (設置)

第六十七条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

29 (設置)

第六十八条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

30 (設置)

第六十九条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

31 (設置)

第七十条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

32 (設置)

第七十一条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

33 (設置)

第七十二条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

34 (設置)

第七十三条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

35 (設置)

第七十四条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

36 (設置)

第七十五条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改め、

同項名号を削り、同条の次に次の二条を加える。

37 (設置)

第七十六条第一項第一項中「左の各号に掲げる事務の

区分に応じて当該各号に掲げる事項」と「委嘱者別

に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのん末」に改

対する」に、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第四十九条の十二とする。

第四十八条の五 税理士試験の問題の作成及び採点を行わせるため、税理士審査会に、試験委員を置く。

2 試験委員は、税理士試験を行うについて必要な学識経験のある者のうちから、税理士試験の執行ごとに、税理士審査会の推薦に基づき、大蔵大臣が任命し、その事務が終わつたときは、退任するものとする。

(税理士審査委員)

第四十八条の六 第四十五条又は第四十六条の規定による懲戒処分について審査を行わせるため、税理士審査会に、懲戒審査委員六人を置く。

2 懲戒審査委員は、国税又は地方税の行政事務に従事する職員、税理士及び学識経験のある者のうちから、税理士審査会の推薦に基づき、大蔵大臣が任命する。

3 第四十八条の三第三項及び第四項の規定は、懲戒審査委員について準用する。

(議決の方法)

第四十八条の八 税理士審査会の議事は、委員の過半数によつて決する。

(庶務)

第四十八条の七 委員並びに試験委員及び懲戒審査委員は、非常勤とする。

(税理士の勤務)

第四十八条の九 税理士審査会の庶務は、国税厅長官房においてつかさどる。

(運営等の細目)

第四十八条の十 この章に定めるもののほか、税理士審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十九条第一項中「一個の」を「一の」に改め、同条第四項を同条第八項とし、同条第三項を同条第七項とし、同条第二項中「会員の」を「支部の」に改める。

十九条の三第一項に規定する支部をいう。)及び会員に対するに改め、同項を同条第六項とし、同

条第一項の次に次の四項を加える。

2 税理士会は、会員の数が大蔵省令で定める数を超える場合には、大蔵省令で定めるところに置く。

より、国税厅長官に対し、当該税理士会が設立されている区域内において新たに税理士会を設立することができる区域(以下「指定区域」という。)を定めることを請求することができる。

3 国税厅長官は、前項の規定による請求があつたときは、大蔵省令で定めたところにより、当該請求をした税理士会が設立されている区域内において指定区域を定めることができる。

4 前項の規定により指定区域が定められたときは、当該指定区域内に税理士事務所を有する税理士は、当該指定区域に一の税理士会を設立することができる。

5 前項の規定により新たに税理士会が設立されたときは、その設立の時において、当該税理士会が設立された指定区域は第二項の規定による請求をした税理士会(以下この項において「前の税理士会」という。)が設立されていた区域から除かれるものとし、当該前の税理士会が設立されていていた区域のうち当該指定区域以外の区域は第三項の規定により国税厅長官が定めたものとし、当該前の税理士会は前項の規定により設立されたものとする。

6 税理士会が設立されている区域に移転したとき又は所属税理士会が設立されている区域の変更(第四十九条第五項の規定による区域の変更を含む。)があり、税理士事務所の所在地が所属税理士会以外の税理士会が設立されている区域に含まれることとなつたときは、これらの移転又は区域の変更があつた時に、当然、從前の所属税理士会を退会し、これらの移転又は区域の変更後の税理士事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員となる。

7 税理士は、第二十六条第一項各号の一に該当することとなつたときは、その該当することとなつた時に、当然、所属税理士会を退会する。

8 税理士は、税理士事務所の所在地を含む区域に設けられている税理士会の支部に所属するものとする。

9 第四十九条の七及び第四十九条の八を削り、第

四十九条の九を第四十九条の七とし、第四十九条の十を第四十九条の八とし、第四十九条の十一を第四十九条の九とする。

10 第四十九条の十二第一項中「國稅若しくは地方税」を「租税」に改め、同条第二項を削り、同条を第四十九条の十とし、第四十九条の十三を第四十

九条の十一とする。

11 第四十九条の十四第二項中「会員の」を「会員に

し、国税局長の承認を受けたときは、隣接する二以上の税務署の管轄区域を地区として支部を設けることができる。

2 支部は、税理士会の目的の達成に資するため、支部に所属する会員に対する指導、連絡及び監督を行う。

3 第四十九条の六を次のように改める。

4 第四十九条の六は、税理士は、第二十二条第一項の規定による登録を受けた時に、当然、税理士事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員となる。

5 税理士は、税理士事務所を所属税理士会以外の税理士会が設立されている区域に移転したとき又は所属税理士会が設立されている区域の変更(第四十九条第五項の規定による区域の変更を含む。)があり、税理士事務所の所在地が所属税理士会以外の税理士会が設立されている区域に含まれることとなつたときは、これらの移転又は区域の変更があつた時に、当然、從前の所属税理士会を退会し、これらの移転又は区域の変更後の税理士事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員となる。

6 第四十九条の二第二項第八号に規定する税理士業務の実施の基準に関する規定

7 第四十九条の十六中「第四十九条の九から第

四十九条の十一まで及び第四十九条の十二第一項」を「第四十九条の七から第四十九条の十まで」に改め、同条を第四十九条の十四とする。

8 第四十九条の十七第二項中「つき必要な審査を行なう」を「ついて審議を行う」に改め、同条を第四十九条の十五とし、第四十九条の十八から第四十九条の二十までを二条ずつ繰り上げる。

9 第四十九条の二十一中「の外」を「のほか」に改め、同条を第四十九条の十九とする。

10 第五十一条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、「の税目」を削り、「課税標準若しくは税額」に関する申告書、申請書、請求書その他の税務官公署に提出する書類又は租税の減免若しくは徵收猶予に関する申請書」を「申告書等」と、「税務相談」を「課税標準等の計算に関する事項について相談」と、「但し」を「ただし」に改める。

11 第五十二条第二項中「第三十九条まで、第四十一条の三まで」に改め、「(税理士業務の禁止の処分に関する部分を除く。)」を削り、同項に後段として次のように加える。

12 この場合において、第三十三条第三項及び第三十三条の二第三項中「税理士である旨」とある





- 22 税理士で施行日においてその者の税理士事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員でないものは、施行日から起算して六月を経過する日までに当該税理士会に入会届を提出して当該税理士会の会員となることがきるものとし、当該六月を経過する日までに当該税理士会の会員とならなかつたとき（附則第六項に規定する事務所を有する税理士が当該事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員とならなかつたときを除く。）は、その翌日において新法第二十六条第一項第一号に該当することとなつたものとみなして、同項の規定を適用する。

23 税理士で施行日においてその者の税理士事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員でないものが施行日前に旧法第五十一条第一項又は第五十二条の二の規定による通知をした弁護士たる税理士又は公認会計士たる税理士である場合における前項の規定の適用については、同項中「六月」とあるのは、「三年」と読み替えるものとする。

24 前項に規定する公認会計士たる税理士（同項の規定により読み替えて適用される附則第二十二項の規定により税理士会の会員となつた者を除く。）が行おうとする税理士業務については、施行日から起算して三年を経過する日までの間

は、旧法第五十一条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合においては、新法第五十二条の規定中「税理士でない者は、この法律」とあるのは、「税理士会に入会している税理士でない者は、この法律及び税理士法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第<sup>五</sup>号）」と

- |   |   |   |  |  |  |  |  |  |
|---|---|---|--|--|--|--|--|--|
|   |   |   |  |  |  |  |  |  |
| 税理士会  | 税理士試験を行ひ、及び大蔵大臣の諮問に応じて、税理士法の規定による税理士の懲戒処分に關し審議すること。 | 税理士法(以下「旧法」という。)第四十九条第一項の規定により設立された税理士会(以下「旧税理士会」という。)に改め、同項を附則第四項とし、附則第八項から第十八項までを三項ずつ繰り上げる。 | は、旧法第五十一条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合においては、新法第五十二条の規定中「税理士でない者は、この法律」とあるのは、「税理士会に入会している税理士でない者は、この法律及び税理士法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第二百六十五号)」とする。                                   | 25   | 26   | 27   | 28   | 29   |
| 附則第三項後段を削る。                                   | 附則第三項後段を削る。   | 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  | 新法第六十一条第三号の規定は、昭和五十六年四月一日以後に受けた新法第四十五条又は第四十六条の規定による处分に係る同号に該当する行為について適用し、同日前に受けた旧法第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条第一項の規定による处分に係る旧法第六十一条第四号に該当する行為(施行日前にしたものを除く。)については、なお従前の例による。 | 前項の規定による改正前の税理士法の一部を改正する法律附則第三項後段の規定により設立された同法附則第四項に規定する新税理士会で施行日において現に存するものは、大蔵省令で定める区域を新法第四十九条第一項の管轄区域として同項の規定により設立されたものとみなして、新法並びに附則第二十一項及び第二十二項の規定を適用する。 | 税理士でない者で施行日において税理士事務所又はこれに類似する名称を用いているものについては、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、新法第五十三条第一項の規定は、適用しない。 | 税理士でない者で施行日において税理士事務所又はこれに類似する名称を用いているものについては、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、新法第五十三条第一項の規定は、適用しない。 | 新法第六十一条第三号の規定は、昭和五十六年四月一日以後に受けた新法第四十五条又は第四十六条の規定による处分に係る同号に該当する行為について適用し、同日前に受けた旧法第六十一条第四号に該当する行為(施行日前にしたものを除く。)については、なお従前の例による。 | 前項の規定による改正前の税理士法の一部を改正する法律附則第三項後段の規定により設立された同法附則第四項に規定する新税理士会で施行日において現に存するものは、大蔵省令で定める区域を新法第四十九条第一項の管轄区域として同項の規定により設立されたものとみなして、新法並びに附則第二十一項及び第二十二項の規定を適用する。 |
| 附則第四項から第六項までを削り、附則第七年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。 | 附則第四項から第六項までを削り、附則第七年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。       | 第五条第三号中「第四十六条第一項」を「第四十六条」に改める。  | 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。  | 第四十一条第一項中「左の」を「次の」に、「通りを」とおりに改め、同項の表税理士試験委員の項を次のように改める。  | 税理士法(大正十年法律第二百号)の一部を次のように改正する。   | 税理士法(大正十年法律第二百号)の一部を次のように改め、同項を附則第二十一項及び第二十二項の規定を適用する。                                     | 税理士法(大正十年法律第二百号)の一部を次のように改め、同項を附則第二十一項及び第二十二項の規定を適用する。   | 税理士法(大正十年法律第二百号)の一部を次のように改め、同項を附則第二十一項及び第二十二項の規定を適用する。   |

○世耕政隆君　ただいま議題となりました税理士法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

税理士審査会の規定による税理士の懲戒処分に關し審議することと。

- 世耕政隆君登壇、拍手）  
〔世耕政隆君登壇、拍手〕  
法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。  
本案は、税理士業務の適正化等に資するため、税理士の使命の明確化、税理士業務の対象となる税目の範囲の拡大、税理士試験制度の整備合理化、登録専入会制への移行、懲戒手続の合理化等を図るほか、他人が作成した申告書の審査に関する書面の添付制度並びに助言義務に関する規定を新設する等、所要の改正を行おうとするものであります。  
委員会におきましては、助言義務規定の立法趣旨、税理士の公正な立場と納税者の擁護、税理士資格付与のあり方等について質疑が行われました  
が、その詳細は会議録に譲ります。  
質疑終了後、片岡勝治委員より、税理士の使命について、原案の「独立した公正な立場」を「独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて」に改める旨の、日本社会会党、公明党、民社党の三党共同の修正案が提出されました。  
次いで、討論なく、修正案及び修正部分を除く原案について順次採決の結果、いずれも多數をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決定いたしました。  
なお、本案に対し附帯決議案が提出され、多數をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。



「二万八千六百九円」と、「二万二百十一円」を「二万四千五百九十一円」に改め、同条第六項の表を次のように改める。

第五条第一項の表を次のように改める。

開票区分 選挙人数		区市町村	区	市	町	村
千人未満			一〇一、三三七円	一〇〇、五四七円	七八、四四二円	
二千人未満			一一八、八五三	一一七、四三三	八一、一九七	
三千人未満			一六九、一五七	一六七〇二七	一一一、六七三	
五千人未満			二一一、三四九	二〇六、七七九	一四一、九九八	
一万人未満			二七二、一一九	二六五、〇六九	一八一、八四〇	
一万五千人未満			三五二、六五一	三四二、四七一	二三一、六八〇	
二万五千人未満			四〇一、五一五	三八八、一四五	二六七、五八〇	
三万五千人未満			四六一、九一三	四四四、四七三	三〇五、三五〇	
三人以上			五六九、四二七	五四二、九七七	三七六、一七五	

第五条第一項の表を次のように改める

一 一 一 一 一	五 万 万 千 人 人 人 人 人	五 千 千 人 人 人 未 满	三 千 千 人 人 人 未 以	二 千 千 人 人 人 未 以	千 人 人 人 人 人 未 以	人 人 人 人 人 人 未 以	人 人 人 人 人 人 未 以	人 人 人 人 人 人 未 以	人 人 人 人 人 人 未 以	人 人 人 人 人 人 未 以	人 人 人 人 人 人 未 以
五 万 千 人 人 人 人 人	一 万 千 人 人 人 未 满	三 九 六 六 六 六 上	一 五 四 三 九 六	二 一 六 三 三 四	八 四 、 二 一 六	七 〇 、 一 八 〇	七 〇 、 一 八 〇	六 九 、 九 八 〇	六 九 、 九 八 〇	四 一 、 一 〇 五	四 一 、 一 〇 五
一 一 一 一 一	九 九 九 九 九	一 九 五 八 二	一 九 五 八 九	一 五 三 三 九	二 二 五 三 六	八 三 、 九 七 六	八 三 、 九 七 六	四 八 、 二 一 〇	四 八 、 二 一 〇	市	市
五 万 千 人 人 人 人 人	一 万 千 人 人 人 未 满	六 六 六 六 六 六 上	四 四 四 四 四 四 上	一 一 四 四 四 四 未	一 一 四 四 四 四 以	七 二 、 一 八 〇	七 二 、 一 八 〇	四 一 、 一 〇 五	四 一 、 一 〇 五	町	町
一 一 一 一 一	五 万 千 人 人 人 人 人	七 七 七 七 七 七 上	一 一 五 五 五 五 未	九 〇 、 三 一 五	九 〇 、 三 一 五	七 〇 、 三 一 五	七 〇 、 三 一 五	四 一 、 一 〇 五	四 一 、 一 〇 五	村	村

第四条第九項を削る。

昭和五十五年四月四日 参議院会議録第九号  
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

六五四

三 万 人 以 上	三 二 万 人 未 満	二 一 万 五 千 人 以 上
三 七 八、 九 七 二	三 三 二、 八 二 八	二 八 〇、 七 二 〇
三 七 七、 八 九 二	三 三 一、 九 〇 八	二 七 九、 九 二 〇
二 二 六、 五 四 〇	一 八 六、 四 六 五	一 六 二、 四 〇 五

第五条第三項の表を次のように改める。

区市町村		区		市		町		村	
開票の選 挙人數	開票日	開票日	区	開票日	区曜日	開票日	市曜日	開票日	町曜日
千人未満	一〇、五〇円	土曜日	又は休日	一〇、五〇円	土曜日	又は休日	平日	一〇、五〇円	土曜日
千人以上	二、九〇円	土曜日	又は休日	二、九〇円	土曜日	又は休日	平日	二、九〇円	土曜日
五千人未満	三、一〇円	土曜日	又は休日	三、一〇円	土曜日	又は休日	平日	三、一〇円	土曜日
五千人以上	三、八〇円	土曜日	又は休日	三、八〇円	土曜日	又は休日	平日	三、八〇円	土曜日
一万五千人未満	四、一〇円	土曜日	又は休日	四、一〇円	土曜日	又は休日	平日	四、一〇円	土曜日
一万五千人以上	四、八〇円	土曜日	又は休日	四、八〇円	土曜日	又は休日	平日	四、八〇円	土曜日
二万五千人未満	五、一〇円	土曜日	又は休日	五、一〇円	土曜日	又は休日	平日	五、一〇円	土曜日
二万五千人以上	五、八〇円	土曜日	又は休日	五、八〇円	土曜日	又は休日	平日	五、八〇円	土曜日
三万人未満	六、一〇円	土曜日	又は休日	六、一〇円	土曜日	又は休日	平日	六、一〇円	土曜日
三万人以上	六、八〇円	土曜日	又は休日	六、八〇円	土曜日	又は休日	平日	六、八〇円	土曜日

第五条第四項の表を次のように改める。

## 官報(号外)

第八条の二の表を次のように改める。		区市町村		区		市		町		村	
候補者数		九人未満		八、五〇〇円		七、五〇〇円		六、五〇〇円		七〇〇円	
九人以上十三人未満		九〇〇〇		八、〇〇〇		七、〇〇〇		六、〇〇〇		八、〇〇〇	
十三人以上		一〇、〇〇〇		九、〇〇〇		八、〇〇〇		七、〇〇〇		八、〇〇〇	
第九条第一項の表を次のように改める。		一、五〇〇〇		一、四〇〇〇		一、三〇〇〇		一、二〇〇〇		一、一〇〇〇	
開催の時		午前八時三十分から午後五時までをいうものとする。以下同條までにおいて同じ。」									
演説会開催の日時		曜日又は土曜日曜日の午後五時から午後八時までをいうものとする。以下同條までにおいて同じ。」									
施設		区		市		町		村		区	
学校以外の施設	学校	区市町村	区	市	町	村	区	市	町	村	区市町村
九、〇五	五、五〇円	九、〇五	五、五〇円	九、〇五	五、五〇円	九、〇五	五、五〇円	九、〇五	五、五〇円	九、〇五	五、五〇円
二六、一五	二六、一五円	二六、一五	二六、一五円	二六、一五	二六、一五円	二六、一五	二六、一五円	二六、一五	二六、一五円	二六、一五	二六、一五円
二六、八五	二六、八五円	二六、八五	二六、八五円	二六、八五	二六、八五円	二六、八五	二六、八五円	二六、八五	二六、八五円	二六、八五	二六、八五円
八、四五	四、九五円	八、四五	四、九五円	八、四五	四、九五円	八、四五	四、九五円	八、四五	四、九五円	八、四五	四、九五円
二五、〇五	二五、〇五円	二五、〇五	二五、〇五円	二五、〇五	二五、〇五円	二五、〇五	二五、〇五円	二五、〇五	二五、〇五円	二五、〇五	二五、〇五円
二六、二〇	二六、二〇円	二六、二〇	二六、二〇円	二六、二〇	二六、二〇円	二六、二〇	二六、二〇円	二六、二〇	二六、二〇円	二六、二〇	二六、二〇円
八、三五	四、八五円	八、三五	四、八五円	八、三五	四、八五円	八、三五	四、八五円	八、三五	四、八五円	八、三五	四、八五円
二五、〇五	三、五五円	二五、〇五	三、五五円	二五、〇五	三、五五円	二五、〇五	三、五五円	二五、〇五	三、五五円	二五、〇五	三、五五円
二六、二〇	三、七五円	二六、二〇	三、七五円	二六、二〇	三、七五円	二六、二〇	三、七五円	二六、二〇	三、七五円	二六、二〇	三、七五円

四に、「五千四百五十三円」を「六千六百三十五円」に改め、同条第五項中「但し」と「ただし」と「且つ」を「かつ」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「定」を「定め」に改め、同項を同条第八項とする。  
第十条第一項の表を次のように改める。

選挙人		都及び大都市の道		府県の支庁又は地方事務所		都及び大都市の道		府県の支庁又は地方事務所		都及び大都市の道		府県の支庁又は地方事務所	
選挙	参議院議員選舉	選挙	衆議院議員選舉	選挙	参議院議員選舉	選挙	衆議院議員選舉	選挙	参議院議員選舉	選挙	衆議院議員選舉	選挙	
参議院議員選舉	五区	参議院議員選舉	四、三一六、五二五円	参議院議員選舉	二、〇三一、三四〇円	参議院議員選舉	一、一〇一、六六六円	参議院議員選舉	一、一三六、七八六円	参議院議員選舉	三、一九七、一五〇円	参議院議員選舉	一、九五、五五〇円
参議院議員選舉	四	参議院議員選舉	三、三六一、一〇円	参議院議員選舉	二、七八、四〇円	参議院議員選舉	一、一〇九、五八〇円	参議院議員選舉	一、一三六、七八六円	参議院議員選舉	三、一九七、一五〇円	参議院議員選舉	一、九五、五五〇円
参議院議員選舉	三、四五、四〇円	参議院議員選舉	三、三六一、一〇円	参議院議員選舉	二、七八、四〇円	参議院議員選舉	一、一〇九、五八〇円	参議院議員選舉	一、一三六、七八六円	参議院議員選舉	三、一九七、一五〇円	参議院議員選舉	一、九五、五五〇円
参議院議員選舉	四、二四四、七六四円	参議院議員選舉	三、三六一、一〇円	参議院議員選舉	二、七八、四〇円	参議院議員選舉	一、一〇九、五八〇円	参議院議員選舉	一、一三六、七八六円	参議院議員選舉	三、一九七、一五〇円	参議院議員選舉	一、九五、五五〇円
参議院議員選舉	五、二三、六〇円	参議院議員選舉	三、三六一、一〇円	参議院議員選舉	二、七八、四〇円	参議院議員選舉	一、一〇九、五八〇円	参議院議員選舉	一、一三六、七八六円	参議院議員選舉	三、一九七、一五〇円	参議院議員選舉	一、九五、五五〇円

第十条第二項中「一万七千二十四円」を「一万六百四十円」に、「一万七千二十円」を「一万五百八十四円」に、「一万四千五百四十円」を「一万七千六百九十二円」に改める。

第十三条第一項各号を次のように改める。

六 市(大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。)

選挙の数	三万人未満	三万人以上	五万人未満	五万人以上	十五万人未満	十五万人以上
衆議院議員選挙	一、三五、三三円	一、八九、七七円	二、九九、三三円	二、九九、三三円	三、五五、三三円	四、八九、四三円
参議院議員選挙	一、三五、三三円	一、八九、七七円	二、九九、三三円	二、九九、三三円	三、五五、三三円	四、八九、四三円
選挙の数	三万人未満	三万人以上	五万人未満	五万人以上	十五万人未満	十五万人以上
選挙の数	三万人未満	三万人以上	五万人未満	五万人以上	十五万人未満	十五万人以上

選挙の数	三万人未満	三万人以上	五万人未満	五万人以上	十五万人未満	十五万人以上
衆議院議員選挙	一、三五、三三円	一、八九、七七円	二、九九、三三円	二、九九、三三円	三、五五、三三円	四、八九、四三円
参議院議員選挙	一、三五、三三円	一、八九、七七円	二、九九、三三円	二、九九、三三円	三、五五、三三円	四、八九、四三円
選挙の数	三万人未満	三万人以上	五万人未満	五万人以上	十五万人未満	十五万人以上
選挙の数	三万人未満	三万人以上	五万人未満	五万人以上	十五万人未満	十五万人以上

選挙の数	三万人未満	三万人以上	五万人未満	五万人以上	十五万人未満	十五万人以上
衆議院議員選挙	一、三五、三三円	一、八九、七七円	二、九九、三三円	二、九九、三三円	三、五五、三三円	四、八九、四三円
参議院議員選挙	一、三五、三三円	一、八九、七七円	二、九九、三三円	二、九九、三三円	三、五五、三三円	四、八九、四三円
選挙の数	三万人未満	三万人以上	五万人未満	五万人以上	十五万人未満	十五万人以上
選挙の数	三万人未満	三万人以上	五万人未満	五万人以上	十五万人未満	十五万人以上

一 都道府県

第十三条第二項各号を次のように改める。

選挙の数	三万人未満	三万人以上	五万人未満	五万人以上	十五万人未満	十五万人以上
衆議院議員選挙	三、九四、六六円	四、五五、七七円	五、二三六、八四円	五、二三六、八四円	六、四〇一、三三円	六、四〇一、三三円
参議院議員選挙	四、一二三、二八円	四、四五、四七円	五、四七五、六四円	五、四七五、六四円	六、六六、二三円	六、六六、二三円
選挙の数	三万人未満	三万人以上	五万人未満	五万人以上	十五万人未満	十五万人以上
選挙の数	三万人未満	三万人以上	五万人未満	五万人以上	十五万人未満	十五万人以上

二 都道府県の支厅又は地方事務所

参議院議員選挙	一、七五二、四三〇円
都道府県の支厅又は地方事務所	一、八二〇、六七〇円

三 認定出先機関  
衆議院議員選挙  
参議院議員選挙

四 大都市	八九六、一一六円
衆議院議員選挙	九三〇、二三六円
参議院議員選挙	三、六四二、一〇五円
参議院議員選挙	三、七六五、九四五円
参議院議員選挙	一、七一、三四四円

八九六、一一六円  
九三〇、二三六円  
三、六四二、一〇五円  
三、七六五、九四五円  
一、七一、三四四円

選挙の数	三万人未満	三万人以上	五万人未満	五万人以上	十五万人未満	十五万人以上
衆議院議員選挙	九、〇六円	九、〇六円	一、七九、二五円	一、七九、二五円	一、三三、三三円	一、七九、二五円
参議院議員選挙	一、〇四、三六円	一、〇四、三六円	一、七九、二五円	一、七九、二五円	一、三六、九六円	一、七九、二五円
選挙の数	三万人未満	三万人以上	五万人未満	五万人以上	十五万人未満	十五万人以上
選挙の数	三万人未満	三万人以上	五万人未満	五万人以上	十五万人未満	十五万人以上

七 町村

第十三条第三項各号を次のように改める。

金額	三万人未満	三万人以上	五万人未満	五万人以上	十五万人未満	十五万人以上
衆議院議員選挙	三、九三、九三円	四、〇九、四二円	满七十五万人未満	满七十五万人未満	满一千人未満	满一千人未満
参議院議員選挙	四、九六、九〇円	四、九六、九〇円	满七十五万人未満	满七十五万人未満	满一千人未満	满一千人未満
選挙の数	三万人未満	三万人以上	五万人未満	五万人以上	十五万人未満	十五万人以上
選挙の数	三万人未満	三万人以上	五万人未満	五万人以上	十五万人未満	十五万人以上

二 都道府県の支厅又は地方事務所

参議院議員選挙	一、七五二、四三〇円
都道府県の支厅又は地方事務所	一、八二〇、六七〇円

二 都道府県の支庁又は地方事務所

三 認定出先機閥

四大都市

五  
四

六  
市

一八一、九六○四  
九〇、九八○四

**第二百六十三条第四号中「場所に要する費用」の下に「並びに同条第二項の規定により行われる郵送に要する費用」を加える。**

○議長(安井議君)　総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

選挙人の数	七 町村	金 額	三万人未満	五千人未満	五百人未満	金 額	選挙人の数
五千人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満	五百人未満
三千人未満	二千人未満	一千円	一千円	一千円	一千円	一千円	一千円
三千人以上	二千人以上	二千円	二千円	二千円	二千円	二千円	二千円
五千人未満	三千人未満	二千円	二千円	二千円	二千円	二千円	二千円
五千人以上	三千人以上	二千円	二千円	二千円	二千円	二千円	二千円
一万円未満	五千人未満	二千円	二千円	二千円	二千円	二千円	二千円
一万円以上	三千人以上	二千円	二千円	二千円	二千円	二千円	二千円
二万円未満	五千人以上	二千円	二千円	二千円	二千円	二千円	二千円
二万円以上	三千人以上	二千円	二千円	二千円	二千円	二千円	二千円
三万円未満	五千人未満	二千円	二千円	二千円	二千円	二千円	二千円
三万円以上	三千人未満	二千円	二千円	二千円	二千円	二千円	二千円
十五万円未満	五千人未満	二千円	二千円	二千円	二千円	二千円	二千円
十五万円以上	三千人未満	二千円	二千円	二千円	二千円	二千円	二千円

第十三条第九項中「郵便料金費」の下に「同項第一項の規定により行われる郵送に要する経費を含

む。」を加える。

「五千円」を「五千六百円」に改め、同項第四号から

第六号までの規定中「四千円」を「四千五百円」に改

め  
る。

第十六条中「及び第十二条」の下に「(第九項を除

く。」を、「以内の額に」の下に「同条第九項及び

を加える。

第十七条第一項中「第十三條」の下に「(第九項を

除く。)」を、「合計額に」の下に「同条第九項及び

を加え、同条第二項中「七十二万四千五百五十五円」を「八十一万五千三百五十八円」に、「七十二万

同条第三項中「四四七、七六一」を「五四五、一七二、二八八」に改める。  
「四五〇」を「五四六、九九七」に、  
「五三〇」を「五三一、六三三」に改める。  
十八条第三項中「還付される」を「還付させる」

て、国が負担する経費で都道府県及び市町村に交付するものの現行基準額を実情に即するよう改定するとともに、新たに身体に重度の障害がある者の郵送による投票経費を事務費に算入する等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、基準額の算定基礎、地方区の議員定数、政治資金の規正、選挙法違反事

審査報告書  
国會議員互助年金法の一部を改正する法律案  
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

審査報告書  
国会議員互助年金法の一部を改正する法律案  
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年四月四日

参議院議長 安井 謙殿

議院運営委員長 中山 太郎

審査報告書  
國會議員互助年金法の一部を改正する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。  
昭和五十五年四月四日

審査報告書  
國会議員互助年金法の一部を改正する法律案  
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。  
昭和五十五年四月四日

審査報告書

右は多數をもつて可決すべしものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年四月四日

議院運営委員長 中山 太郎

参議院議長 安井 謙殿

一、委員会の決定の理由  
要領書

審査報告書

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案  
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十五年四月四日

議院運営委員長 中山 太郎

參議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和四十九年三月三十一日以前

審査報告書  
国会議員互助年金法の一部を改正する法律案  
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。  
昭和五十五年四月四日

参議院議長 安井 謙殿

議院運営委員長 中山 太郎

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、昭和四十九年三月三十一日以前  
に退職した国会議員等に給する互助年金につい  
て、本年四月から基礎歳費月額を現行の五十六

昭和五十五年四月四日 参議院会議録第九号  
国會議員の選舉等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案 議事日程追加の件  
を改正する法律案

万円から五十八万円に改定するとともに、国庫納付金について現行の歳費月額の百分の九相当額から百分の九・三相当額に改めるほか、国会議員が国民年金に任意加入できる」としようとするものであり、妥当な措置と認める。

## 一、費用

本法施行に要する経費は、昭和五十五年度において約千八百万円である。

## 国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をこれに送付する。

昭和五十五年四月一日

衆議院議長 難尾 弘吉

参議院議長 安井 謙殿

(職権改定)  
附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「百分の九」を「百分の九・三」に改める。

附則第十六項を附則第十八項とし、附則第十五の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号中「農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員並びに国会議員」を「並

二項を加える。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十分散会

六五八

びに農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員に改め、同項第一号の二中「特別区の議会の議員」の下に「並びに国會議員」を加える。

出席者は左のとおり。

○中山太郎君 拍手

○中山太郎君登壇、拍手

員互助年金法の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。

議員	太田 淳夫君	相沢 武彦君
	和泉 照雄君	矢原 秀男君
副議長	秋山 長造君	
	渡部 通子君	藤原 房雄君
桑名 義治君	内田 善利君	
	塩出 啓典君	峯山 昭範君
三木 忠雄君	柳澤 錬造君	
井上 計君	黒柳 明君	
馬場 富君	阿部 憲一君	
上林繁次郎君	三治 重信君	
遠藤 政夫君	金丸 三郎君	
原田 立君	中野 明君	
栗林 卓司君	田代富士勇君	
木島 則夫君	金井 元彦君	
河本嘉久蔵君	矢追 秀彦君	

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、  
本案は可決されました。



昭和五十五年四月四日 参議院会議録第九号 議長の報告事項

官 報 号 (号)	外	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締結について承認を求めるの件 絶滅のある野生動植物の種の国際取引に関する条約第十一條③(a)の改正の受諾について承認を求めるの件 千九百七十九年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件 国際連合工業開発機関憲章の締結について承認を求めるの件 日本国とフィリピン共和国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。 学校教育法等の一部を改正する法律案(中西續介君外五名提出) 同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を大蔵委員会に付託した。 昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案 同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案	宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案 東海道線大船—東京間通勤混雑緩和に関する質問主意書(竹田四郎君提出) 神奈川県大磯町所在国道一号線花水橋の架け替えに関する質問主意書(竹田四郎君提出) 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 農業者年金基金法の一部を改正する法律案 附屬機関、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律案 皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案 日本専売公社法等の一部を改正する法律案 閏税定率法等の一部を改正する法律案 所得税法の一部を改正する法律案 租税特別措置法の一部を改正する法律案 地方税法等の一部を改正する法律案 地方税法の一部を改正する法律案 工業標準化法の一部を改正する法律案 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	公害健康被害補償法の一部を改正する法律案 国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 国立学校設置法の一部を改正する等の法律案 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 同日本院は、次に衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。 正する法律案 同日本院は、同日本院は、次に衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。 過疎地域振興特別措置法案 国会法の一部を改正する法律案 同日本院は、人事官に藤井貞夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、原子力委員会委員に新闘欽哉君及び渡部時也君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、原子力安全委員会委員に吹田徳雄君及び御園生圭輔君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、中央更生保護審査会委員長に新谷正夫君、同委員に笠松章君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
			同日本院は、日本銀行政策委員会委員に立正嘉君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 同日本院は、日本銀行政策委員会委員に立正嘉君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	
			同日本院は、日本銀行政策委員会委員に立正嘉君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	
			同日本院は、日本銀行政策委員会委員に立正嘉君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	
			同日本院は、日本銀行政策委員会委員に立正嘉君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	

裁判所職員定員法の一部を改正する法律	辞任	補欠	神谷信之助君	橋本 敦君					
国立学校設置法の一部を改正する等の法律	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律	外務委員	衛藤征士郎君	藤田 正明君	馬場 富君	鈴木 一弘君	渡辺 武君	佐藤 昭夫君	山中 郁子君
国会法の一部を改正する法律	正する法律	辞任	小野 明君	和田 静夫君	小谷 守君	福間 知之君	木島 則夫君	柳澤 錬造君	藤井 恒男君
同日人事院総裁から、國家公務員法第二百三条第九項の規定に基づく昭和五十四年の當利企業への就職の承認に関する年次報告書を受領した。	大蔵委員	辞任	藤田 正明君	衛藤征士郎君	浜本 万三君	吉田 正雄君	喜屋武真榮君	山田 勇君	山中 郁子君
同日議院において採択した「国の保育予算の大幅増額等に関する請願」外三百二件の請願は、即日これを内閣に送付した。	補欠	辞任	河本嘉久蔵君	林 道君	小谷 守君	片山 基市君	坂倉 藤吉君	小柳 勇君	渡辺 武君
去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	内閣委員	辞任	和田 静夫君	村田 秀三君	赤桐 操君	勝又 武一君	塩出 啓典君	黒柳 明君	佐藤 啓典君
	農林水産委員	辞任	多田 省吾君	原田 立君	松前 達郎君	坂倉 藤吉君	山田 勇君	喜屋武真榮君	喜屋武真榮君
	商工委員	辞任	鈴木 一弘君	馬場 富君	丸谷 金保君	高杉 正吉君	内田 善利君	柏原 ヤス君	柏原 ヤス君
	地方行政委員	辞任	河本嘉久蔵君	高杉 勉忠君	渋谷 邦彦君	佐藤 昭夫君	渡辺 武君	藤井 恒男君	内田 善利君
		辞任	林 道君	梶山 篤君	高杉 勉忠君	中村 利次君	渡辺 武君	井上 計君	柏原 ヤス君
		辞任	原田 立君	丸谷 金保君	大木 正吉君	藤井 恒男君	渡辺 武君	佐藤 啓典君	喜屋武真榮君
		辞任	多田 省吾君	高杉 勉忠君	佐藤 昭夫君	渡辺 武君	喜屋武真榮君	柳澤 錬造君	喜屋武真榮君
		辞任	馬場 富君	梶山 篤君	柏原 ヤス君	喜屋武真榮君	喜屋武真榮君	喜屋武真榮君	喜屋武真榮君
		辞任	柏原 ヤス君	高杉 勉忠君	佐藤 昭夫君	喜屋武真榮君	喜屋武真榮君	喜屋武真榮君	喜屋武真榮君
		辞任	内田 善利君	高杉 勉忠君	中村 利次君	渡辺 武君	喜屋武真榮君	喜屋武真榮君	喜屋武真榮君
		辞任	喜屋武真榮君	喜屋武真榮君	喜屋武真榮君	喜屋武真榮君	喜屋武真榮君	喜屋武真榮君	喜屋武真榮君
許可し、その補欠を指名した。									

## 公職選挙法改正に關する特別委員

三木 忠雄君 辞任 矢追 秀彦君 補欠

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

法務委員会

理事 竹内 潔君 (上田稔君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

(議院運営委員長提出)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

幹線道路の沿道の整備に関する法律案

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を地方行政委員会に付託した。

## 犯罪被害者等給付金支給法案

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

た。

国際捜査共助法案

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案  
(議院運営委員長提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

税理士法の一部を改正する法律案 (第九十回国会開法第一一號) 修正議決報告書

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受け取った。

(議院運営委員長提出)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

公営住宅法の一部を改正する法律案

建設委員会に付託

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた

旨の通知書を受領した。

## 記

## 地方行政委員

官職名 氏名 異動前の官職名 氏名 異動後の官職名 氏名 異動年月日

人事院総裁 藤井 貞夫君 任期満了 昭和三・三  
通局長 杉原 正君 大阪府警察本部長 昭和四・一

藤田 正明君 辞任

衛藤征士郎君

外務委員

和田 静夫君 辞任

小野 明君  
河本嘉久藏君

気象庁長 崩田 正八君 退職 昭和四・一  
官房長官 崩田 正八君 退職 昭和四・一  
警察庁交通局長 池田 速雄君

大蔵委員  
和田 静夫君  
河本嘉久藏君

和田 静夫君 辞任

小野 明君  
河本嘉久藏君

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第九十二回國会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

大蔵委員  
和田 静夫君  
河本嘉久藏君

和田 静夫君 辞任

小野 明君  
河本嘉久藏君

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第九十二回國会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

大蔵委員  
和田 静夫君  
河本嘉久藏君

和田 静夫君 辞任

小野 明君  
河本嘉久藏君

人事院総裁 藤井 貞夫君  
警察庁交通局長 池田 速雄君  
気象庁長官 増澤謙太郎君  
小谷 守君 小野 明君  
片岡 勝治君 和田 静夫君  
竹田 四郎君 竹田 四郎君  
原田 立君 多田 省吾君  
馬場 富君 福間 知之君  
鈴木 一弘君 多田 省吾君

大蔵委員  
和田 静夫君  
河本嘉久藏君

和田 静夫君 辞任

小野 明君  
河本嘉久藏君

商工委員		柳澤 錬造君		栗林 卓司君		予算委員会	
橋本 敦君	橋本 敦君	辞任	補欠	山田 勇君	市川 房枝君	理事 山崎 昇君 (山崎昇君の補欠)	の権限等に関する法律の運用の実態に関する再質問主意書(秦豐君提出)
佐藤 昭夫君	佐藤 昭夫君	鈴木 一弘君	馬場 富君	富君	富君	理事 脱脱タケ子君 (脱脱タケ子君の補欠)	同日内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。
安武 洋子君	安武 洋子君	福間 知之君	小谷 守君	安武 洋子君	橋本 敦君	理事 栗林 卓司君 (栗林卓司君の補欠)	同日次の質問主意書を内閣に転送した。
渡辺 武君	渡辺 武君	高杉 達忠君	丸谷 金保君	松本 英一君	小野 明君	野菜の供給安定に関する質問主意書(二宮文造君提出)	
橋本 敦君	橋本 敦君	佐藤 三五君	瀬谷 英行君	柏原 ヤス君	内田 善利君	東海道線大船→東京間通勤混雑緩和に関する質問主意書(竹田四郎君提出)	
佐藤 昭夫君	佐藤 昭夫君	坂倉 藤吾君	村沢 牧君	阿部 壱一君	上林繁次郎君	神奈川県大磯町所在国道二号線花水橋の架け替えに関する質問主意書(竹田四郎君提出)	
佐藤 昭夫君	佐藤 昭夫君	大森 昭君	山崎 升君	渡辺 武君	佐藤 昭夫君	同日内閣総理大臣から議長宛、人事院給職藤井貞夫君外二名(四月一日議長承認)を第九十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	
佐藤 昭夫君	佐藤 昭夫君	片山 基市君	鈴木 稔君	阿部 憲一君	五名提出)	昨三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の運用の実態に関する再質問主意書(秦豐君提出)
佐藤 昭夫君	佐藤 昭夫君	塙出 啓典君	中尾 辰義君	渡部 通子君	公職選挙法改正に関する特別委員会に付託	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日委員長から次の報告書が提出された。
佐藤 昭夫君	佐藤 昭夫君	渡部 通子君	中尾 辰義君	片山 基市君	辻任	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(久保三郎君外六名提出)
橋本 敦君	橋本 敦君	内田 善利君	渡部 通子君	丸谷 金保君	補欠	同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議員から次の質問主意書が提出された。
橋本 敦君	橋本 敦君	佐藤 昭夫君	馬場 富君	片山 基市君	辻任	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議員から次の質問主意書が提出された。
橋本 敦君	橋本 敦君	佐藤 昭夫君	武君	丸谷 金保君	補欠	同日議員から次の質問主意書が提出された。	同日議員から次の質問主意書が提出された。

## 大蔵委員

辞任

村田 秀三君

補欠

片岡 勝治君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

丸谷 金保君

補欠

片山 甚市君

## 予算委員

辞任

秦野 章君

補欠

宮田 輝君

矢追 秀彦君

三木 忠雄君

瀬谷 英行君

坂倉 藤吾君

丸谷 金保君

松前 達郎君

阿部 憲一君

宮崎 正義君

渡辺 武君

下田 京子君

安武 洋子君

橋本 敦君

秦野 章君

佐藤 三吾君

丸谷 金保君

吉田忠三郎君

宮田 輝君

阿具根 登君

橋本 敦君

安武 洋子君

予算可決報告書

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案可

本日委員長から次の報告書が提出された。

児童福祉法の一部を改正する法律案（平石磨作  
太郎君外二名提出）

昭和五十五年度一般会計予算、昭和五十五年度  
特別会計予算及び昭和五十五年度政府関係機関

決報告書

明治二十九年三月三十日  
第三種郵便物認可

昭和五十五年四月四日 參議院会議録第九号

(一定  
一価  
○円部)  
発行所  
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
電話 東京 三三一四二二  
代 一千零七

六六六